

さ情審査答申第303号
令和7年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和7年3月10日付けで貴職から受けた、「南区まるごと相談所初回からのまるごと相談所での個人データの全資料（審査請求人分） ☆2023年度からの福祉支援（事業）や福祉に関する個人データの全資料（審査請求人分）及び特定事業所と関連した資料及び特定施設に関連した全資料の個人データ（以下「本件対象保有個人情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年9月25日付け南健福第1566号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第77条第1項に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

条例の適用を誤っている為

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和6年9月11日付けで、審査請求人より、「南区まるごと相談所初回からのまるごと相談所での個人データの全資料（審査請求人分）☆2023年度からの福祉支援（事業）や福祉に関する個人データの全資料（審査請求人分）及び特定事業所と関連した資料及び特定施設に関連した全資料の個人データ」について、保有個人情報開示請求書が提出された。

実施機関では、保有個人情報一部開示決定通知書において実施機関が特定した保有個人情報の名称に記載したとおり、開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、相談受付簿（令和5年度）、相談受付簿（令和6年度）、つなぎ先記録R5年度、相談記録票（つなぐシート）（令和5年6月20日、6月22日）、相談受付・申込票、相談支援機関業務支援ツールの相談受付・申込票入力画面印刷、相談支援機関業務支援ツールのインタビュー・アセスメントシート、相談支援機関業務支援ツールのプラン兼事業等利用申込書、相談支援機関業務支援ツールの自立相談支援評価シート、相談支援機関業務支援ツールの家計再生プラン、相談支援機関業務支援ツールの家計改善支援評価シート及び相談支援機関業務支援ツールの支援経過記録シート（出力用：経過一覧）の文書を特定した。しかし、実施機関では、特定事業所と関連した資料及び特定施設に関連した全資料の個人データについては、取得しておらず、保有していないため、当該文書を特定しなかった。

特定した文書の相談受付簿（令和5年度）については、一部の記載が、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。また受付番号340の行において、相談内容の「その他の内訳」及び「その他備考」が、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断し、法律第78条第1項第7号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

特定した文書の相談受付簿（令和6年度）については、一部の記載が、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

特定した文書のつなぎ先記録R5年度については、一部の記載が、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であると判断し、法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行った。

特定した文書の相談支援機関業務支援ツールの相談受付・申込票入力
の画面印刷については、システム接続先情報が、開示することにより、
公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断し、
法律第78条第1項第7号に該当することを理由として一部開示決定
を行った。

特定した文書の相談支援機関業務支援ツールの支援経過記録シート
（出力用：経過一覧）については、2023年10月4日の「対応相手先」
欄の一部の記載、「関与した関係機関・関係者等」欄の記載及び「
対応内容記録」欄の一部の記載が、開示することにより、公共の
安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断し、法律第
78条第1項第7号に該当することを理由として一部開示決定を行
った。2023年6月26日の「対応内容記録」欄の一部の記載が、
開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより
特定の個人を識別することができる情報であると判断し、法律第
78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行
った。2023年6月26日の「対応内容記録」欄の一部の記載が、
開示することにより、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に
支障を及ぼすおそれがあると判断し、法律第78条第1項第7号に
該当することを理由として一部開示決定を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「条例の適用を誤っている為、処分を取り消し、
対象文書の全部を開示するよう求める」と主張している。

しかし、実施機関では、上記1で述べたとおり、以下の理由により
一部開示としたものであり、本件処分について何ら違法・不当な
点はない。

開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより
特定の個人を識別することができる情報について、法律第78条
第1項第2号に該当するため。

開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす
おそれがある情報について、法律第78条第1項第7号に該当する
ため。

開示することにより、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に
支障を及ぼすおそれがある情報について、法律第78条第1項第
7号に該当するため。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象保有個人情報、審査請求人が令和6年9月11日に開示
請求を行った「南区まるごと相談所初回からのまるごと相談所
での個人データの全資料（審査請求人分） ☆2023年度からの
福祉支援（事業）や福祉

に関する個人データの全資料（審査請求人分）及び特定事業所と関連した資料及び特定施設に関連した全資料の個人データ」である。

実施機関は、複数の文書を特定し、一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求めるものである。

2 本件処分の当否について

本件審査請求は、実施機関が特定した保有個人情報について、本件処分により不開示とされた情報の開示を求めるものである。以下に本件処分の内容を見分し、その当否について考察する。

相談受付簿（令和5年度）については、一部の記載が、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であり、実施機関が法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。また受付番号340の行において、相談内容の「その他の内訳」及び「その他備考」が、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が法律第78条第1項第7号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

相談受付簿（令和6年度）については、一部の記載が、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であり、実施機関が法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

つなぎ先記録R5年度については、一部の記載が、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であり、実施機関が法律第78条第1項第2号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

相談支援機関業務支援ツールの相談受付・申込票入力画面印刷については、システム接続先情報が、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、実施機関が法律第78条第1項第7号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。

相談支援機関業務支援ツールの支援経過記録シート（出力用：経過一覧）については、2023年10月4日の「対応相手先」欄の一部の記載、「関与した関係機関・関係者等」欄の記載及び「対応内容記録」欄の一部の記載は、実施機関が他機関と第三者に関する情報を共有し、その対応内容を記録したもので、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、実施機関が法律第78条第1項第7号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。2023年6月26日

の「対応内容記録」の欄の一部の記載は、実施機関が電話相談により審査請求人の家族との対応内容を記録し、又は他機関との協議及び実施機関内の会議での対応内容を記録したもので、開示することにより、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、実施機関が法律第78条第1項第7号に該当することを理由として一部開示決定を行ったことは妥当である。なお、実施機関は同項第2号に該当することをその一部開示決定の理由の一としているが、上述の通り、当該一部開示決定は妥当であるからさらに言及しない。

また、実施機関では、特定事業所と関連した資料及び特定施設に関連した全資料の個人データについては、取得しておらず、保有していないとの主張に疑義を挟む余地はない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 令和 7年 3月10日 | 諮問の受理（諮問第617号） |
| ② | 令和 7年 5月15日 | 審議 |
| ③ | 令和 7年 6月19日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 令和 7年 9月18日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|---------|-------|--------|
| 会長 | 池上 純一 | 大学名誉教授 |
| 会長職務代理者 | 柴田 雅幸 | 行政経験者 |
| 委員 | 中澤 和美 | 弁護士 |
| 委員 | 水口 匠 | 弁護士 |
| 委員 | 龍 由紀子 | 弁護士 |

(五十音順)